

平成13年(ネ)第3260号 公式陳謝等請求控訴事件

一審原告 朴 ■ 一、外79名

一審被告 国

準 備 書 面

2002年(平成14年)9月9日

大阪高等裁判所 第3民事部 御中

一審原告ら訴訟代理人

弁 護 士

小 野 誠 之



同

堀 和 幸



同

山 本 晴 太



同

松 本 康 之



同

池 上 哲 朗



同

武 田 信 裕



同	金	京	富	
同	新	谷	正	敏
同	中	田	政	義
同	戸	田	洋	平

第1 はじめに

控訴人（一審被告）は準備書面 (I) において、1965年の日韓請求権協定の結果、一審原告らの有する損害賠償請求権は行使できなくなったと主張するので、以下の通り反論する。

第2 日韓請求権協定第2条3項の解釈

1 一審被告の主張の骨子

日韓請求権協定に関する一審被告の主張は概ね次の通りである。

- (1) 日韓請求権協定2条が3項が「財産、権利及び利益」に対する措置及びその他の「請求権」について、「いかなる主張もできず」、「完全かつ最終的に解決した」と規定している意味は、韓国及びその国民が、どのような根拠に基づいて、日本国及びその国民に請求しようとも、日本国及びその国民はこれに応じる法的義務がないということである。
- (2) 日韓請求権協定2条は規定内容が明確であり、条約締結国が国内において直接適用を認める意思を有しているので、その内容を具体化する国内法を待つまでもなく、日本の裁判所において直接適用可能である。
- (3) したがって、韓国国民の「財産、権利及び利益」は日本の国内法（措置法によって消滅させられ、「請求権」は日韓請求権協定の直接適用により消滅した。
- (4) 本件一審原告の有する債務不履行に基づく損害賠償請求権は日韓請求権協

定2条にいう「請求権」に該当する。したがって国は一審原告らの請求に応じる義務はない。

2 締結当事者の意思解釈

しかし、一審被告の主張は、協定締結当事者の意思に反している。

- (1) 日韓請求権協定の締結直後に出版された「時の法令」別冊「日韓条約と国内法の解説」(甲C第10号証)で、日韓交渉の当事者であった外務事務官の谷田正躬は次のように説明している。

「条約とは国と国との間の約束であるが、いま条約により一国がその国自体のみならず、その国民の財産および請求権をも放棄することを合意した場合その国民の処分された私有財産に対する補償の問題を生ずることにはならないかという問題がある」

「協定第2条3の規定の意味は、日本国民の在韓財産に対して、韓国の執る措置または日本国民の対韓請求権(クレーム)については、国が国際法上有する外交保護権を行使しないことを約束することであるが、一般に外交保護権は、国際法上、国際法の主体たる国に認められた固有の権利であり、きわめて高度の政治的判断によりその行使、不行使が決せられるものであり、国はその判断の結果について、自国民に対し補償の義務を負うべき限りではない。憲法との関連については、前記第2条3により、韓国が執る措置の対象となる日本国民の私有財産権がその措置の結果消滅することとされたときはその財産権の消滅はこの協定によって直ちになされるのではなく、相手国政府の行為としてなされることとなり、(規定の直接の効果は、前記のとおり日本政府をして外交保護権を行使しえない地位に立たせることになる)このことは換言すれば、その財産権の処理は、日本国の法律によらずして、日本国の主権が及ばない外国の法律の適用を受けるものであるから、憲法第29条3項の問題とはならないと考えられる。(この立場は、サンフランシスコ平和条約第14条に関して従来政府が表明して来た見解と同じである。)

- (2) 以上は、日本人の在韓財産についての説明ではあるが、日韓請求権協定2

条の意味が、日本国民の「財産、権利及び利益」に対する韓国政府の措置および日本国民の「請求権」について、日本国が外交保護権を行使しないことを約束する趣旨であることが明白に述べられている。要するに、日韓請求権協定2条は日本国民の実体的権利を消滅させるものではなく、国家の固有の権利である外交保護権の行使を放棄したに過ぎないから、憲法29条による補償の問題が生じないというのである。

日韓請求権協定が相互・対等の条約である以上、韓国人の在日財産についても同様に解するべきであることは言うまでもない。すなわち、日韓請求権協定2条は、韓国国民の「財産、権利および利益」に対して日本政府がとった措置および韓国国民の「請求権」について韓国政府は外交保護権を行使しないことを約束する趣旨である。日韓請求権協定は、請求権問題に関する日韓両国の対立について、「財産、権利及び利益」（土地所有権や工業設備などを典型例とする、存在の明らかな物権や確定した債権）は両国が国内法により相手国民の権利を消滅させ、相手国はこれに対して外交保護権を行使しないことを相互に約束し、存在が明確でない「請求権」については、外交保護権を放棄してとりえあず国家間の関係についてのみ解決することにしたのである。

- (3) 上記のような解釈は日韓請求権協定締結当時の学説においても支持されていた。例えば日韓条約調印直後に発刊された法律時報37巻10号「日韓条約の総合的解説」（甲C第11号証）において、杉山茂雄（当時法政大学・早稲田大学講師）は次のように解説している。

「…第二の点は、請求権問題が『完全かつ最終的に解決されきたこと』になるということ自体の問題である。この規定から文字通りに理解されることは、いわゆる財産・請求権問題に終止符を打ったということであろうが、どのような形で、どのような条件で『最終的に解決された』のかは一向に明らかでない。この点でむしろ実質的に重要な規定は、第2条3が、日韓双方の国または国民の財産でこの協定署名の日に相手国の管轄内にあるものについては

双方ともいかなる主張もしない（ただし、主として韓国人の在日財産については重大な除外例がある）とした点ではなかろうか。この規定は、双方の国有の財産・請求権については相互に放棄したことを意味すると解されるが、私人の国内法の財産・請求権に関しては、直ちに消滅するとは解し難い。それは両国が、自国民の財産・請求権について相手国に外交保護権の放棄を約したものと解されるに止まるのではなかろうか。」

3 文理解釈

しかも、「いかなる主張もできない」「完全かつ最終的に解決した」との文言が、韓国国民の実体的権利の消滅を意味するものであるという一審被告の主張は、文理解釈としても破綻している。

なぜなら、協定上においても「財産、権利および利益」については両国の国内法によって消滅させることを予定しているから、一審被告が主張するように「いかなる主張もできない」「完全かつ最終的に解決した」との文言が実体的権利の消滅を意味するとすれば、「財産、権利および利益」は協定と国内法（置法）により二度消滅させられることになる。この矛盾を回避しようとするならば「財産、権利および利益」に対する措置についての「いかなる主張もできない」「完全かつ最終的に解決した」は外交保護権の放棄を意味し、「請求権」についての「いかなる主張もできない」「完全かつ最終的に解決した」は実体的権利の消滅を意味すると解する他はないが、それでは同一の条約の同一の文言をまったく別の法的意味に解する結果となり、明らかに異常な解釈となる。

4 同種訴訟における国側主張

(1) また、一審被告の主張は、従来の同種訴訟における国側の主張とも異なっている。

広島高裁平成10年（ネ）278号、釜山従軍慰安婦・女子勤労挺身隊公式謝罪等請求控訴事件において、国側は概ね次のように主張していた。（甲C第12号証）

① 日韓請求権協定2条3項は「財産、権利及び利益」と「請求権」の問題

について、日韓両国が外交保護権を相互に放棄したものである。

- ② ここにいう「財産、権利及び利益」とは、合意議事録2(a)により、法律上の根拠に基づき財産的価値を認められるすべての種類の実体的権利をいい、それ以外の「請求権」とは、実体的権利とはいえないいわゆるクレームを提起できる地位をいうことが、日韓両国で了解されている。
- ③ 右のうち「財産、権利及び利益」については、1965年12月17日の措置法により国内法的にも消滅した。「請求権」については、クレームはそもそも国内法上は根拠のないものであり、クレームを提起できる地位は個人ではなく国家のみが有するから、韓国が外交保護権を放棄したことにより救済される余地はなくなり、最終的に解決した。

- (2) 上記の主張は、本件の主張とは異なり、日韓請求権協定2条3の意味するところは外交保護権の放棄であることを（正しく）認めながら、「『請求権』とはクレームを提起できる地位をいう」ので、外交保護権が放棄されれば行使する余地がなくなる、との独自の見解を主張して原告の請求を否定しようとしたものである。

ところが、上記訴訟において、従来国会答弁においても訴訟上決着のついていない損害賠償請求権は「請求権」に属するとされていること、一審原告は国際法上の請求をしているのではなく、国内法により請求しているのであるから、外交保護権の放棄により一審原告の権利に消長をきたす理由は全く存在しないことをなど指摘されると、本件においては一転して「財産、権利および利益」と「請求権」の区別については従来政府見解に沿う解釈にあらため、その代わり日韓請求権協定の直接適用により個人の「請求権」まで実体的に消滅したとの新たな主張をするにいたったのである。

- (3) 条約締結国自身による条約の趣旨の解釈は、相手国に対する信義、自国の政策の安定性の要請からも、安定したものでなければならない。訴訟は個別事件の解決を目指すものであるとはいえ、条約締結国たる国家自身が訴訟当事者となった場合に、訴訟ごとに条約の趣旨について異なった主張をするこ

となど許されるべきでない。

上記のように、個々の訴訟ごとに、場当たりの主張を変転させる一審被告の訴訟態度は、それ自体一審被告の主張が失当であることを如実に示すものであり、国家の訴訟行為としての品格を欠いたものであるといわざるをえない。

5 従来 of 日本政府の説明との整合性

(1) 一審原告らは、前記のように、日韓請求権協定の「いかなる主張もできない」「完全かつ最終的に解決した」との文言は外交保護権の放棄を意味するものであると解するが、このような解釈は条約の文言の解釈として常識的なものであるばかりか、従来 of 日本政府の解釈とも合致するものである。

(2) 例えば、日ソ共同宣言第6項には日韓請求権協定2条と類似した次の文言がある。

「日本国およびソヴィエト社会主義共和国連邦は、1945年8月9日以来の戦争の結果として生じたそれぞれの国、その団体および国民のそれぞれ他方の国、その団体および国民に対するすべての請求権を相互に放棄する」

これについて、日本政府は、日ソ共同宣言により「団体および国民」の「他方の国、その団体、および国民に対するすべての請求権」が実体的に消滅したとは解していない。

1991年3月26日、参議院内閣委員会の質疑において、政府委員は下記の通り明確に答弁した。

「翫正敏議員 …条約上、国が放棄をしても個々人がソ連政府に対して請求する権利はある、こういうふうに考えられますが、…本人または遺族の人が個々に賃金を請求する権利はある、こういうことでいいですか。

高島有終外務大臣官房審議官 私ども繰り返し申し上げております点は、日ソ共同宣言第6項におきます請求権の放棄という点は、国家自身の請求権及び国家が自動的に持つておると考えられております外交保護権の放棄ということでございます。したがって、御指摘のように我が国国民個人からソ

連またはその国民に対する請求権までも放棄したものではないというふうに考えております。」

(3) 日韓請求権協定については、日本政府は「日韓請求権協定により戦後補償問題は解決済み」とのマスコミ向けの発言を繰り返してきたが、上記の日ソ共同宣言に関する答弁との関連のもとに国会で質問を受けたため、日韓請求権協定も外交保護権の放棄を意味するに過ぎないことを明かさざるをえなくなり、下記のような一連の答弁がなされた。

① 1992年2月26日衆議院外務委員会

「柳井政府委員 …それで、しからばその個人のいわゆる請求権というものをどう処理したかということになりますが、この協定におきましてはいわゆる外交保護権を放棄したということをごさいます、韓国の方々について申し上げます、韓国の方々我が国に対して個人としてそのような請求を提起するという事までは妨げていない。しかし、日韓両国間で外交的にこれを取り上げるということは、外交保護権を放棄しておりますからそれはできない、こういうことをごさいます。

…その国内法によって消滅させていない請求権はしからば何かということになりますが、これはその個人が請求を提起する権利と言ってもいいと思いますが、日本の国内裁判所に韓国の関係者の方々が訴えて出るというような事までは妨げていないということをごさいます。

…ただ、これを裁判の結果どういうふうに判断するかということは、これは司法府の方の御判断によるということをごさいます。」

② 1992年3月9日 衆議院予算委員会

「伊東（秀）委員 …今法制局長官がお答えくださいましたように、外交保護権の放棄が個人の請求権の消滅には何ら影響を及ぼさない、とすれば全く影響を受けていない個人の請求権が訴権だけだという論理が成り立つか否かという見解、解釈を伺っているのでございますが、いかがでしょう
…工藤政府委員 訴権だけというふうに申し上げていることではないと存

じます。それは、訴えた場合に、その訴訟が認められるかどうかという問題まで当然裁判所は判断されるものと考えております。」

③ 1993年5月26日 衆議院予算委員会（宇都宮真由美議員の質問に対する答弁）

「丹波寛外務省条約局長…御承知のとおり、この第二条の三項におきまして、一方の締約国が財産、権利及び利益、それから請求権に対してとった措置につきましては、他方の締約国はいかなる主張もしないというふうな規定がございまして、これを受けまして日本で法律をつくりまして、存在している実体的な権利を消滅させたわけでございますけれども、まさにこの法律が対象としておりますのは、既に実体的に存在しておる財産、権利及び利益だけである。

…例えばAとBとの間に争いがある、AがBに殴られた、したがってAがBに対して賠償しろと言っている、そういう間は、それはAのBに対する請求権であろうと思うのです。しかし、いよいよ裁判所に行って、裁判所の判決として、やはりBはAに対して債務を保持しているという確定判決が出たときに、その請求権は初めて実体的な権利になる、こういう関係でございます。」

上記の答弁が行われたのはすでに韓国人による戦後補償訴訟の提起が始まった後であるため、日本政府は「韓国人個人に請求権あり」と明言するのを避けようと意図的に曖昧な言い回しをしているが、結局は日韓請求権協定によって個人の「請求権」が消滅していない旨の答弁であることは明らかである。

6 日韓請求権協定直接適用論について

一審被告は日韓請求権協定の直接適用により「請求権」が消滅したというが上記のように、そもそも日韓請求権協定は実体的権利を消滅させる趣旨ではない。しかも協定締結直後の交渉担当者による解説においても、1990年代以来の国会答弁においても、2年足らず前の訴訟における国側主張においてすら

日韓請求権協定2条の意味するところは外交保護権の放棄であると説明されているのである。したがって、条約締結国の意思を考慮しても、同協定の直接適用によって個人の請求権が実体的に消滅すると解する余地はない。

7 むすび

本件においては、一審原告らの有する損害賠償請求権が日韓請求権協定2条における「財産、権利及び利益」ではなく、「請求権」であることについて争いはない。したがって、一審原告らの権利は措置法により消滅されることもなく、韓国政府による外交保護権の行使は同協定により制約されるとしても、一審原告らが一審被告に対し損害賠償を請求することに何ら妨げはないのである

第3 韓国に対する戦後補償問題の社会的解決について

- 1 一審被告は「わが国が韓国に対して、3億ドルの無償供与および2億ドルの長期低利の貸付という膨大な金額の資金供与を行うこととし、これと平行して請求権問題を最終的に解決することとして、日韓協定が締結され」、「韓国ではこれを受けて『請求権資金の運用及び管理に関する法律』を、1971年1月には『対日民間請求権申告に関する法律』を、そして1974年12月には『対日民間請求権補償に関する法律』をそれぞれ制定し、補償を実施した。」として、あたかも日本からの「膨大な」資金提供により韓国内で十分な補償が行われ、戦後補償問題が社会的にも解決済であるかのように主張している。
- 2 しかし、一審被告が「膨大な金額の資金援助」という無償3億ドルは当時の為替相場で1080億円にあたり、日本人への戦後補償に費やされた約42兆円（恩給法、援護法による給付）の0.25%に過ぎない。

しかもこの資金は当時から賠償の性格をもつものではないと強調されてきた前出「時の法令」においても「明文化された協定の内容からいえば、第一条に規定する5億ドルの資金供与は韓国側のというような韓国の対日請求に対する債務支払の性格をもつものでないことはいうまでもない」「あくまで経済協力として行われるものにほかならない」（甲C第10号証63頁）と強調されている。

3 一審被告の引用する「請求権資金の運用及び管理に関する法律」第4条1項は「無償資金は農業・林業・及び水産業の振興・原材料及び用役の導入その他これに準ずるもののうち経済発展に寄与する事業のために使用する」と規定しこの資金の主要な目的が韓国の経済発展にあることを明らかにしている。そして、第5条において「大韓民国国民が有する1945年8月15日以前までの日本国に対する民間請求権はこの法に定める請求権資金中から補償しなければならない」と規定し、副次的に対日民間請求権補償のためにも資金が用いられることを明らかにしたのである。

4 上記の法律を受け、韓国では、「対日民間請求権申告に関する法律」「対日民間請求権補償に関する法律」により無償資金による補償が行われたが、人的被害に対する補償としては、日本により軍人・軍属・労務者として徴用され、1945年8月15日までに戦闘中または職務遂行中に死亡した者の遺族に、被害者一人あたり30万ウォン（日本円19万円）を支給したにすぎなかった

5 上記のように、補償対象者が1945年8月15日までの死亡者の遺族に限定されていたため、1945年8月24日に発生した浮島丸事件の被害者・遺族中、上記の法律によって補償を受けたものは一審原告らを含めて一人もない。

6 こうして、「対日民間請求権申告に関する法律」「対日民間請求権補償に関する法律」により被害者の補償に使用された金額は1080億円の無償資金の5.4%にあたる58億円であった。

一審被告の主張するように、この補償によって韓国に対する戦後補償が解決したとするなら、日本は日本国民に対する戦後補償に支出した金額の約8000分の1の支出によって韓国に対する戦後補償を解決したことになる。

7 このような「賠償としての性格をもたない経済協力」を原資とする微々たる補償によって一切の（個人の請求権まで含む）賠償問題が解決されたとする日本政府の主張は論理的にも社会的にも無理があり、国際的にも受け入れられていない。

たとえば、従軍「慰安婦」問題について1998年8月に国連人権委員会差別防止・少数者保護小委員会で採択されたマクドゥーガル戦時・性奴隷特別報告者の最終報告書は次のように指摘している。

「…この条約が当事国間の『財産』請求問題の解決を目指した経済条約であり人権問題に取り組んだものでないことは明白である。…韓国側代表が日本に示した請求の概要を見れば明らかとおおり、この交渉には、戦争犯罪や、人道に対する罪、奴隷条約の違反、女性売買禁止条約の違反、さらに国際法の慣習的規範の違反に起因する個人の権利侵害に関する部分は全くない…したがって、日韓協定第二条で使用される『請求権』という用語は、このような事実が背景にあるという文脈で解釈しなくてはならない。日韓協定に基づいて日本が提供した資金は、明らかに経済復興を目的としたものであり、日本による残虐行為の個々の被害者に対する損害賠償のためのものではない。1965年の協定はすべてを包含するような文言を使用しているが、このように、二国間の経済請求権と財産請求権のみを消滅させたものであり、個人の請求権は消滅していない。したがって日本は、自己の行為に現在でも責任を追わねばならない。」

8 以上のように、日韓請求権協定は韓国国民に対する戦後補償を社会的意味においても解決するものではなかったのである。

以 上